

「日本再生ビジョン」にみる税制改正

はじめに

平成 26 年 5 月 23 日、自民党経済再生本部は、安倍政権が 6 月に予定している「日本再興戦略」の改定に向けた提言案をまとめ、公表しました。その中で「日本再生ビジョン」として 7 つの柱を掲げており、そのうちの一つに「輝く女性の活躍促進」という項目があります。

そこで、当レポートでは、税制面でも注目されるこの項目について、税制上の視点で検討を加えたいと思います。

概要

「輝く女性の活躍促進」の項目では、女性の社会進出が生産性向上、日本経済再生に不可欠であるという認識のもと、女性の就業率向上のため、税制面からも後押しすることを提言しています。

具体的には、「新しい配偶者控除」の在り方の検討と「子育て介護支援税制(いわゆる家事支援税制)」などの支援策の検討という 2 本立てとなっております。以下では、それぞれについて検討を加えたいと思います。

新しい配偶者控除について

現在、いわゆる「103 万円の壁」と言われるように、配偶者の収入が 103 万円を超えてしまうと配偶者控除の適用が受けられなくなってしまいます(配偶者特別控除の適用は考慮しない)。

そのため、提言案では、このような、働き方による「壁」を取り除き、女性の就労率を向上させるために新しい配偶者控除の在り方の検討が必要としています。

提言案では、「個人」ではなく「世帯」での所得を基本とし、夫婦は、それぞれが持つ基礎的な控除を共有していると捉え、配偶者の働き方に関わらず、夫婦 2 人で受けられる控除の合計額を等しくし、妻が使用しない基礎控除を夫が使うことを可能にする仕組みを提案しています。

この提言案は、所得を「個人」ではなく「世帯」ベースで捉えていること、配偶者控除を廃止するというので

はなく、配偶者の働き方にかかわらず世帯で見た場合、控除される金額が等しくなるように設計されているという点に特徴があるといえます。

家事支援税制について

前述の新しい配偶者控除については、女性の社会進出を後押しするため、専業主婦有利とされる現行の配偶者控除を見直すという視点に基づいて提言されていますが、子育てや介護の負担により働きたくても働けないという世帯にはインセンティブがありません。

そのため、提言案では、家事や子育ての負担から働くことを諦めざるを得なかった女性に対して、ベビーシッターやハウスキーパー、高齢者ケア支援者などの家事支援のための家庭内労働者に対する支出を税制面で後押しすることにより、就労の選択肢を提供するとしています。

この点、従来、日本では、子育てや介護に係る費用は「所得の処分」として税制の対象とされてきませんでした。これに対し、先進国では、広く、低所得の共稼ぎ世帯などによる、家庭内労働者に対する支出を税額控除できる仕組みが採用されています。

提言案によると、例えばフランスの場合、ベビーシッター等に支出した費用のうち 98 万円を上限として 50% の税額控除を認めているということです。

この提言案は、従来税制上考慮されてこなかった子育て・介護に係る支出に関し、税制上支援することで女性の社会進出を後押ししている点に特徴があるといえます。

総括

以上のように、提言案は、女性の社会進出を後押しするため、税制面での改正を提案しています。

もっとも、今回の提言案には詳細な記載はなく、今後「日本再興戦略」の改定などを通じて議論が活発化してくるものと考えられます。今後の安倍政権の動きに注目する必要があるようです。

(文責：山岸)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp